

運航基準

平成30年 6月 8日

株式会社 ゴールドハウス目黒

目 次

- 第1章 目 的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

改 訂 履 歴

令和8年5月18日

[別表・速力基準等] アメリカーナ、エンジン換装のため毎分機関回転数の訂正

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、桧原湖周遊航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・水象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 12 m/s以上	波高 1 m以上	視程 300 m以下
-------------	----------	------------

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・水象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 12 m/s以上	波高 1 m 以上
-------------	-----------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその水上模様は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪
1 m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1 m以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・水象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地点への航行の継続を中止し、反転又は避泊の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 12 m/s以上	波高 1 m 以上
-------------	-----------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効活用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 300 m以下

(着栈の可否判断)

第4条 船長は、着栈予定栈橋の気象・水象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着栈を中止し、適宜の水域での停泊、臨時着栈その他の適切な措置をとらなければならない。

風速 12 m/s以上	波高 1 m以上	視程 300 m以下
-------------	----------	------------

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌等に記録するものとする。運航中止基準の達した（達するおそれがあった）場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
- (2) 地形、水深、水流等から、航行上、特に留意すべき箇所

(3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を運航基準図に記入して航行の参考に資するものとする。
(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、別表のとおりとする。

2 船長は、速力基準表を船橋内に提示しなければならない。

(通常連絡等)

第8条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、本社あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 折り返し地点

(2) 連絡事項

① 通過地点名

② 通過時刻

③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④ その他着栈予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者又は運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	本社	業務用簡易無線
(2)	緊急の場合	本社	業務用簡易無線

(機器点検)

第10条 船長は着栈前、栈橋手前500m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌等に記録するものとする。

[別表・速力基準等]

アメリカーナ		
速力区分	速力 (ノット)	毎分機関回転数 (rpm)
最 微 速	1	700
微 速	10	1, 200
半 速	13	3, 500
航海速力	20	4, 800

マグナム		
速力区分	速力 (ノット)	毎分機関回転数 (rpm)
最 微 速	1	600
微 速	10	2, 000
半 速	13	2, 500
航海速力	20	3, 000

シャトル		
速力区分	速力 (ノット)	毎分機関回転数 (rpm)
最 微 速	1	600
微 速	10	2, 000
半 速	13. 5	2, 300
航海速力	20	2, 800

ハマニ		
速力区分	速力 (ノット)	毎分機関回転数 (rpm)
最 微 速	1	600
微 速	10	1, 900
半 速	13. 5	2, 400
航海速力	20	2, 900

赤トムキャット		
速力区分	速力 (ノット)	毎分機関回転数 (rpm)
最 微 速	1	600
微 速	10	2, 000
半 速	13. 5	2, 400
航海速力	20	2, 900

黄トムキャット		
速力区分	速力 (ノット)	毎分機関回転数 (rpm)
最 微 速	1	600
微 速	10	2, 000
半 速	13	2, 500
航海速力	20	3, 000

WINGS		
速力区分	速力 (ノット)	毎分機関回転数 (rpm)
最 微 速	1	600
微 速	10	2, 000
半 速	13. 5	2, 300
航海速力	20	2, 800

トムキャット		
速力区分	速力 (ノット)	毎分機関回転数 (rpm)
最 微 速	1	600
微 速	10	1, 900
半 速	13. 5	2, 400
航海速力	20	2, 900

ひばら		
速力区分	速力 (ノット)	毎分機関回転数 (rpm)
最 微 速	1	600
微 速	10	2, 000
半 速	13	2, 300
航海速力	20	2, 800